

論文

## 要支援高齢者等の再犯防止のためのソーシャルワーク実践

—山口県地域生活定着支援センターの取り組みから—

内田 充範  
Mitsunori UCHIDA

わが国の一般刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録した後、治安回復の取り組み等の成果により、犯罪の増勢に一定の歯止めが掛かり改善傾向にあるものの、わが国の犯罪情勢において、高齢犯罪者および再犯者の動向が、真の治安再生を達成するうえでの重要課題のひとつととらえられている。

法務省は、厚生労働省との連携の下に、平成21年度から高齢や心身の障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けられなかったものも少なくないことを鑑み、円滑な社会復帰を図るための福祉的な支援を必要とする者に対する地域生活定着支援事業を開始した。本事業を運営する地域生活定着支援センターは、平成22年12月1日時点、38か所で運営が開始されており、山口県では山口県社会福祉協議会が受託している。

山口県は、地域生活支援センターとの円滑な連携のために県内の福祉事務所に本事業の説明を行い、理解を求めた。このことにより、生活保護申請や社会福祉施設の入所等に関して福祉事務所と地域生活定着支援センターとの連携体制が構築されつつある。

また、山口県独自の取り組みとしての福祉サービス等調整計画検討委員会の設置は、本事業において義務付けられているわけではないが、福祉サービス等を必要としている特別調整対象者の支援計画を立てていく上で、非常に効果的なものであり、福祉事務所との連携体制の構築とともに、他県の事業運営上の参考になるといえる。

犯罪白書（平成19年版～平成21年版）のデータにあるように、高齢犯罪者が増加傾向にあること、再犯を重ねるにしたがって改善更生の困難さが増大することを鑑みると、出所後の生活支援を必要とする高齢者、障害者に対し、関係機関それぞれの機能が十分発揮されるよう関係調整を行う地域生活定着支援センターの役割は大きいといえる。

キーワード 再犯防止、特別調整、福祉サービス等調整検討委員会

### 1. はじめに

法務省は、毎年刊行する犯罪白書において、平成19年「再犯者の実態と対策」、平成20年「高齢犯罪者の実態と処遇」、平成21年「再犯防止施策の充実」と題した特集を組んでいる。このことは、平成14年に、一般刑法犯の認知件数が戦後最多を記録した後、治安回復の取り組み等の成果により、

犯罪の増勢に一定の歯止めが掛かり改善傾向<sup>1)</sup>にあるものの、わが国の犯罪情勢において、高齢犯罪者および再犯者の動向が、真の治安再生を達成するうえでの重要課題のひとつととらえられているといえる。

これまで、再犯防止施策として、法務省は独自の取り組みとしての保護観察付執行猶予の活用や

犯罪者の問題性に応じた個別処遇、民間施設である更生保護施設の拡充等のほかに、厚生労働省との連携の下に、キャリアコンサルタントや産業カウンセラー等就労支援スタッフによる刑務所出所者等総合的就労支援対策、刑務所内への社会福祉士、精神保健福祉士の配置による社会復帰への相談支援、保護観察所に附設した自立更生促進センター<sup>2)</sup>等での就労支援等を展開している。

さらに、平成21年から高齢や心身の障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要な福祉的支援を受けられなかったものも少なくないことを鑑み、円滑な社会復帰を図るための福祉的な支援を必要とする者に対する地域生活定着支援事業を開始した。本事業を運営する地域生活定着支援センターは、平成22年1月15日時点で全国10か所であったが、同年12月1日現在では38か所<sup>3)</sup>と飛躍的に設置が進められている。

本稿では、高齢犯罪者の実態および再犯防止施策の現状を明らかにした上で、平成21年より山口県が山口県社会福祉協議会に委託して実施している地域生活定着支援センターの取り組みの現状から新たな再犯防止施策としての本事業の課題を検討する。そのためには、まず、犯罪白書および先行研究を通して、高齢者犯罪の実態と再犯防止施策の状況を整理していく。そのうえで、山口県地域生活定着支援センターの取り組みの検証から、刑務所を出所する高齢者、障害者への支援を行なう地域生活定着支援センターの役割を明らかにしていく。さらに、山口県地域定着支援センターの運営方法を参考に、地域生活定着支援事業の実施上の留意点を提示していきたいと考える。

## 2. 高齢犯罪者および再犯防止施策の現状と課題

### (1) 高齢犯罪者の現状と課題

高齢犯罪者の現状と課題について、平成20年の犯罪白書の第7編「高齢犯罪者の実態と処遇」の内容および先行研究から整理していくこととする。

まず、高齢者による犯罪は、その絶対数こそ若

い世代に比べて少ないが、近年の増加傾向は著しく、高齢者人口の伸びをはるかに超えて急増し、一般刑法犯の総検挙人員に占める高齢者の比率（高齢者比）も年々高くなっている。昭和63年から平成19年までの20年間における高齢者の一般刑法検挙人員は、昭和63年には、9,888人（高齢者比2.5%）であったが、平成19年には、48,605人（高齢者比13.3%）となっており、20年間で38,717人（約3.9倍）増加し、高齢者比も10.8ポイント上昇している。

この間の検挙人員の総数は、増減はあるものの、昭和63年の398,208人から平成19年の366,002人と20年間で、32,206人（8.1%減）減少している。年齢層別に見ると、20～29歳、30～49歳では、昭和63年の水準とそれほど変わっていないが、20歳未満の層は、193,756人から103,921人へ89,835人（46.4%減）減少している。これに対して、高齢者予備軍ともいえる50～64歳の層は、39,294人から66,395人へと27,101人（69.0%増）増加しており、先述した65歳以上の高齢者とあわせると一般刑法犯検挙人員全体の31.4%と3分の1近くを占めていることになる。

次に、平成19年の一般刑法犯の罪名別・年齢層別検挙人員については、どの年齢層においても、窃盗の占める割合が最も高く、全体でも49.3%となっている。高齢者については、窃盗が65.0%と3分の2近くを占めており、次いで、横領（内99.3%は遺失物等横領）が22.0%、暴行が3.7%、傷害が2.3%と続いている。特に、女子の高齢者においては、窃盗が88.4%を占めている。さらに、高齢犯罪者の多数を占める窃盗の手口別構成比は、万引きが81.9%と圧倒的に高く、万引きを含む非侵入窃盗が94.5%にも及んでいる。これらのことから、高齢者の犯罪は、数の上では、比較的軽微な財産犯が主であるといえる。

また、平成19年の高齢新受刑者及び平成17年の一般高齢者の男女別・配偶関係別構成比によると、高齢新受刑者男子では、有配偶22.0%、未婚27.5%、離別43.0%、死別7.0%、不詳0.6%、女子では、有配偶26.2%、未婚6.4%、離別33.7%、死別

33.7%となっているのに対し、一般高齢者男子では、有配偶81.9%、未婚2.4%、離別2.8%、死別11.0%、不詳1.9%、女子では、有配偶47.2%、未婚3.5%、離別3.9%、死別43.9%、不詳1.5%（総務省「平成17年国勢調査」による。）となっている。つまり、高齢新受刑者においては、一般高齢者に比較して、有配偶者の比率が低く、未婚や離別の比率が高くなっている。

さらに、平成19年の新受刑者の男女別・年齢層別の有職者率を見ると、高齢新受刑者男子では、17.8%、女子では、8.7%となっており、一般の高齢者就業率の男子29.1%、女子12.8%（総務省「平成19年労働力調査年報」による。）に比べて、男女とも低くなっている。

犯歴調査では、高齢に達してから、犯罪を行い、かつ初犯でとどまっている者（以下「高齢初犯者」という。）は、調査対象高齢犯罪者の53.3%と過半数を占めており、他方、2.6%の者は再犯を行っている。高齢初犯者に対する処分の内訳を見ると、その71.9%が罰金刑であり、また、公判請求されても執行猶予に付された者は22.6%であって、いきなり実刑に処せられた者は、わずか5%にも満たないことから、犯罪の内容自体は、それほど深刻な状況でないものが多いと推察されている。

つまり、高齢犯罪者の内容は軽微なものが多く、実刑に処される者は少ないものの全体としては増加しており、再犯者も2.6%おり、高齢犯罪者に対する処遇の重要性がうかがわれる。

また、高齢犯罪者の実態を知るために、特別調査<sup>4)</sup>が実施され、その結果の分析が行われている。

高齢者の一般刑法犯検挙人員では、窃盗の占める比率が65.0%と最も高く（男子は54.1%、女子では88.4%）、その犯行動機・原因について、主なもの3つまでを調査したところ、高齢窃盗事犯者においては、男子では、「生活困窮」によるものが74人（66.1%）、次いで「対象物の所有」目的が、41人（36.6%）、「空腹」によるものが、21人（18.8%）であった。食べるのに困って飲食物を盗む者が多いことが分かるが、一方で、「遊興費充当」の者も17人（15.2%）いた。

複数回答とはいえ、「生活困窮」と「空腹」をあわせると8割以上になるという結果から、高齢犯罪者は経済的に相当困窮しており、十分な社会保障や福祉的な措置を受けていない状況がうかがえる。

このことに関し、太田は、「高齢者の犯罪には、個人の特性や経歴に加え、経済的要因や福祉的要因など様々な要因が影響していると思われるが、それに加えて、家族や近隣、行政機関などから孤立していることが共通の促進要因となっているのではないかとの仮説が考えられる（社会的孤立仮説）」（太田、2008：121）と述べている。さらに、浦は、孤立が社会に及ぼす影響についての研究から、個人の攻撃性や暴力傾向を高めることや全体として対人的なネットワークが弱体化した社会では、犯罪発生率が高くなりがちであることを紹介している。

また、鈴木は、「高齢犯罪者には、高齢期特有の心身上の問題点、生活指導上困難と思われる課題、疾病等を抱えている者が多いことに加え、単身、住居不安定、無収入の者の比率が上昇し、周囲に保護・監督する者がなく、経済的に不安定な状態にあり、自立能力に期待できないものも少なくない。そうした高齢犯罪者に対しては、施設内外での処遇や生活環境の調整のあり方についても検討する必要がある。」（鈴木、2009：38）とし、高齢犯罪者への対策として、刑務所、保護観察所と地域の福祉等の関係機関・団体との連携の重要性を述べている。

つまり、高齢者の犯罪防止に関しては、「高齢者の犯罪は、数の上では、比較的軽微な財産犯が主である」、「高齢犯罪者は経済的に相当困窮しており、十分な社会保障や福祉的な措置を受けていない状況が窺える」ということを考慮すると、高齢者の社会的孤立を防ぐ取り組みとともに、高齢犯罪者については、関係機関が協働して、高齢犯罪者の抱える様々な生活課題等の解消に向けたソーシャルワークを実践していくことが必要になるといえよう。



## (2) 再犯防止施策の現状と課題

続いて、再犯防止施策の現状と課題について、平成21年の犯罪白書の第7編「再犯防止施策の充実」の内容から整理していくこととする。

前項で述べたように、高齢犯罪者の3分の2近くが窃盗であることから、第3章の「窃盗・覚せい剤事犯に係る再犯の実態」の窃盗に関して整理する。

窃盗は財産犯であり、経済的な不安定さが犯罪の促進要因となると考えられる。就労状況別の窃盗再犯状況は、安定就労者の再犯率が、窃盗再犯14.5%、その他再犯4.8%とあわせて19.3%であるのに対して、不安定就労者では、窃盗再犯20.3%、その他再犯8.7%とあわせて29.0%、無職者では、窃盗再犯28.2%、その他再犯6.2%とあわせて34.4%と高くなっている。また、居住状況別の窃盗再犯状況は、家族と同居している者の再犯率が、窃盗再犯14.7%、その他再犯8.4%とあわせて23.1%であるのに対して、単身の定住者では、窃盗再犯23.8%、その他再犯6.9%あわせて30.7%、単身の住居不定・ホームレスでは、窃盗再犯31.8%、その他再犯3.5%とあわせて35.3%と高くなっている。さらに、居住・就労状況別の窃盗再犯状況を見ると、単身の定住者に関しては、不安定就労の場合、窃盗再犯28.3%、その他再犯10.9%とあわせて39.2%と無職者よりも高く、単身者は、安定就労でなければ、就労は再犯防止要因として大きく作用しないことが窺われ、窃盗再犯の防止のためには、同居家族等からの支援及び安定した就労が重要であると考えられる。

次に、窃盗の直接的動機（複数回答）については、男女ともに、年齢層に関係なく、「生活費困窮」が第1位であり、このほか、男子では「遊興費欲しさ」、女子では「節約」、「ストレス解消」、「盗み癖」が比較的高くなっている。

また、背景事情については、男子が、「就職難」と「収入減」、「住居不安定」の選択率が高くなっているほか、「ギャンブル耽溺」、「過度の飲酒」等の生活の乱れをうかがわせる項目が上位となっているのに対し、女子では「収入減」、「就職難」

とともに、「交際相手を含む家族等とのトラブル」、「体調不良」という心身の状態に起因する項目も上位に入っている。

また、出所受刑者の5年以内再入所状況別構成比を見ると、入所度数が、1度の者が、同一罪名13.3%、他罪名12.7%をあわせて26.0%であるのに対して、2度の者は、49.9%（同一罪名28.0%、他罪名20.9%）、3度の者は、55.5%（同一罪名31.7%、他罪名22.9%）、4度の者は、55.8%（同一罪名31.5%、他罪名24.3%）、5度の者は、63.5%（同一罪名37.2%、他罪名25.3%）となっている。このように、入所度数が1度の者と2度以上の者でその差は顕著であり、再犯を重ねるにしたがって改善更生の困難さが増大するとともに、早期の段階での再犯防止に向けた対策の充実が望まれている。以上のことから、事件の動機、背景事情等を可能な限り解明し、犯罪者の行動傾向や態度、再犯の可能性も適確に把握した上で、適正な処遇を行うことが必要とされている。

さらに、以上のような現状を踏まえて、社会内処遇における支援等の充実として、「就労支援」、「福祉的な支援」、「更生保護施設等の拡充等」、「自立更生促進センター」について言及している。

まず、「就労支援」については、経済的な生活基盤の確立が改善更生の前提となるが、犯罪者が社会復帰に向けて職につくには、様々な障害があり、その就労を支援する措置が必要とされている。就労の不安定さは、再犯リスクとして大きな要因であり、安定就労は何より精神面の安定にもつながるとしている。

次に、「福祉的な支援」については、高齢や心身の障害により自立が困難な者も少なくなく、そうした者の円滑な社会復帰を図るためには、福祉的施設への入所を含めたサービスが受けられるようにするための支援が必要とされている。この支援を行うのが、次章で概説する「地域生活定着支援センター」である。

また、「更生保護施設の拡充等」に関しては、安定した生活の場所の確保が、安定した生活の基礎であるが、犯罪者の中には、家族等に受け入れ

てもらえる環境にない者もあり、そうした者を受け入れる更生保護施設（仮釈放者の約4分の1が帰住）は再犯防止の上で、きわめて重要な役割を果たしているものの、更生保護施設の受け入れ可能人員は十分とはいえず、その拡充が必要だとしている。

さらに、特定の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施する「自立更生促進センター」を北九州、福島に、「就業支援センター」を沼田町（北海道）、茨城に開所している。

### 3. 地域生活定着支援センター事業の課題

#### (1) 地域生活定着支援センター事業とは

地域生活定着支援センターとは、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置されるものである。地域生活定着支援センターは、「地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。」とされている。

支援対象者の入所している矯正施設が所在する都道府県におかれた地域生活定着支援センターを所在地センター、支援対象者の帰住予定地（特別調整対象者については、当該対象者が希望している候補地も含む。）が所在する都道府県に置かれたものを帰住予定地センターという。

主な業務の内容としては、コーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うとされている。

まず、コーディネート業務とは、保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受け入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うことである。支援にあ

たっては、円滑に福祉サービス等を利用できるように福祉サービス等調整計画を作成し、保護観察所長に提出するとされており、保護観察所と協働して、地域における福祉のネットワークと連携し、社会福祉施設等の受け入れ確保のために必要な調整を行うとされている。

次に、フォローアップ業務とは、受け入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、利用を開始したときは、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うことである。

さらに、相談支援業務とは、懲役若しくは禁固の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うことである。

実施体制として、職員は、原則4名とされ、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置するとされており、さらに、職員の中の1名は長として、業務の統括、運営および業務の全般を円滑かつ適正に行うために関係機関との連絡調整にあたりとされている。

このように、地域生活定着支援センターの業務は、まさにソーシャルワークそのものであり、その担い手として社会福祉士へ非常に大きな期待が寄せられているといえる。

#### (2) 山口県の取り組み状況

山口県は平成21年7月1日、地域生活定着支援センターを山口県社会福祉協議会に委託した。静岡県とともに、全国に先駆けての開所であり、さらに、都道府県社会福祉協議会としての受託は、現時点においても北海道の札幌センター及び釧路センター、島根県、沖縄県、愛媛県との6か所である。平成22年12月1日現在の全38か所の受託先については表1の通りである。

実施体制は、センター長1名と直接ソーシャルワークを担当する職員3名の計4名であり、資格

表 1 地域生活定着支援センター受託先（平成22年12月1日現在）

県直営	社会福祉法人	NPO法人	県社会福祉士会	合計
2	24（内社会福祉協議会6）	6	6	38

所持状況は、社会福祉士1名と社会福祉士及び精神保健福祉士両資格所持者1名となっている。

また、平成22年1月から、地域生活定着支援センターが、保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービス等調整計画を作成する際に、幅広い専門的見地からの検討を加えるとして、福祉サービス等調整計画検討委員会を設置している。委員の内訳は、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、介護支援専門員協会から各1名、大学教員1名、行政機関3名の計7名となっている。この検討委員会は、必要に応じて随時開催されるとともに、委員会のみならず、常時、ソーシャルワーク担当職員が各委員に専門分野からの助言を求められる体制をとっている。

これまでの特別調整依頼件数は13件であり、内2名が調整を辞退している。特別調整対象となった11名の状況は、高齢者6名（男5名、女1名）、65歳未満の知的・精神等障害者5名（男4名、女1名）である。これら11名への支援状況としては、出所後の帰住先に関しては、いったん更生保護施設を利用した者が3名おり、12月1日時点では、養護老人ホーム2、軽費老人ホーム1、救護施設1、病院から介護老人保健施設1、療養優先としての病院5となっており、さらに、現在1名が出所日に向けてコーディネート業務が継続されている。また、特別調整対象者のうち出所した10名中4名は生活保護を申請し、開始の決定がなされ、現在受給中である。このことに関して、斎藤は、元受刑者の出所後の社会復帰の現実を追った著書の中で、「受刑者の方も社会では生活が成り立たず、“職なし、年金なし、家族なし”という状況では生活手段が断たれてしまい、生活困窮者に陥ってしまう」（斎藤、2010:152）と述べている。つまり、刑務所出所者の中でも、とりわけ高齢者に関しては、生活基盤を安定させるために生活保護制度の活用が重要な支援となるわけである。

次に、関係機関等訪問先については、表2のとおりである。

平成21年度は、7～3月の9か月間、平成22年度は4～11月の8か月間であるが、平成22年度の矯正施設（刑務所）訪問はおよそ3倍、対象者面接についてもおよそ4倍と地域生活定着支援センターの業務は大幅に増加していることがわかる。

また、関係機関訪問先として、医療機関への訪問が平成21年度8回（面接7回）、平成22年度26回（同11回）と多い理由は、特別調整対象となる高齢者や精神障害者は服役中には、十分な治療を受けることができず、出所後、療養を必要とするケースが多いことによるものである。

このような山口県における実施状況から見えてきた地域生活定着支援センター業務の実施上の留意点について、「福祉サービス等調整検討委員会の設置」、「福祉事務所との連携」、「フォローアップ業務におけるソーシャルワークの視点」の3点について、次章で述べることとする。

#### 4. 地域生活定着支援事業取り組みの留意点

##### （1）福祉サービス等調整計画検討委員会の設置

福祉サービス等調整計画検討委員会は、担当者だけによる考えでなく専門分野からの助言を求められることができる。また、検討過程において生じる様々な関係機関との協働において、各分野への協力要請がスムーズに行くという利点がある。

さらに、各委員に対して委員会に限らず、常時、助言を求めることができる体制をとっているため、特別調整対象者との面接結果や保護観察所との協議などから発生する課題に対して、迅速な対応を取ることができる。

このような山口県地域生活定着支援センターの委員会の設置は、本事業において義務付けられているわけではないが、福祉サービス等を必要とし

表2 関係機関等訪問状況 (2010年11月末現在)

	訪問回数		対象者面接回数	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
保護観察所	10	12	0	0
矯正施設	6	17	4	19
更生保護施設	6	9	4	8
福祉事務所 (生活保護)	4	9	0	0
福祉事務所 (高齢障害福祉)	4	6	0	1
市役所 (住民登録)	2	1	0	0
市役所 (国民健康保険)	0	1	0	1
市役所 (介護保険)	0	1	0	0
検討委員	6	10	0	0
その他関係機関	6	5	0	0
医療機関	8	26	7	11
救護所等保護施設	1	3	0	2
特別養護老人ホーム	0	1	0	0
養護老人ホーム	0	9	0	7
介護老人保健施設	3	10	3	0
その他老人施設	0	1	0	0
市町社協	2	1	0	0
地域包括支援センター	1	5	0	0
親族等	0	3	0	0
合計	59	130	18	49

※その他団体機関は、県・健康福祉センター等

※その他老人施設はグループホーム

ている特別調整対象者の支援計画を立てていく上で、非常に効果的なものであるといえる。

## (2) 福祉事務所等との連携

山口県は、生活保護基準改定説明会において、生活保護担当者に対し、地域生活定着支援センター業務の説明を実施した。先述したように、刑務所出所後の生活基盤を築くためには、何をにおいても経済面での支援が必要となる。つまり、十分な収入や資産を持たない者は、出所後の生活保護申請を避けて通ることはできないということになる。このような状況を考慮して、生活保護制度の実施機関である各福祉事務所に対して、本事業の内容を説明するとともに、特別調整対象者からの生活相談に対して適切な対応と理解を求めたところである。

このことに関しては、生活保護実施要領第2実施責任の局長通知第2の12の(3)に、以下のよう

刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について居住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときはその帰住地を現在地<sup>5)</sup>とみなすこと。

なお、帰住地がないか、または明らかでない場合は、当該刑務所又は少年院の所在地を現在地とみなすこと。また刑の執行停止を受けた者についても、これに準ずること。

つまり、借家住まいをすでに引き払っていたり、身元引受人がいなかったり等の状況にある服役者が、刑の執行を終えて出所するにあたっては、その時点では帰住地がないこととなり、生活保護の申請は、刑務所の所在地の福祉事務所におこなわれ、当該福祉事務所が実施責任を負うということとなる。出所時点では住居を持たない状態であるが、住居を持たないことを理由に生活保護の申請ができないものではない<sup>6)</sup>。しかしながら、生活



保護の申請後に、当該申請者が管轄外への居住を希望することも考えられ、生活保護事務の取り扱いは複雑となる。このようなことを考慮し、生活保護手帳別冊問題集2010第2実施責任の問2-42-2に、「地域生活定着支援センターの実施責任について」が新たに加わった。

(問) 地域生活定着支援センターによる調整を受けて、A市の刑務所を出所した者が、B市を帰住予定地とした場合、局第2の12の(3)によりB市を帰住地と解し、B市において現在地保護してよしいか。

(答) お見込みのとおりである。

このことは、先述したように、出所後の居住可能な住居や施設、身元引受先のない者は、刑務所所在地以外の場所への居住を希望していても、いったん、刑務所所在地を所管する福祉事務所が実施責任を負うこととされるわけである。しかしながら、地域生活定着支援センターが特別調整により支援する場合には、帰住予定地、つまり、出所者が帰住を希望する所在地を所管する福祉事務所が実施責任を負うこととされ、刑務所所在地を所管する福祉事務所に生活保護申請がされ保護が決定したのちに、出所者が帰住を希望する福祉事務所に実施責任を移管するという手続きを簡素化したものである。

このため、地域生活定着支援センターのソーシャルワーカーは、事前に特別調整対象となった者の状況を帰住希望予定地を管轄する福祉事務所に相談し、出所後の生活保護の申請がスムーズに進むよう、必要な情報を保護観察所と調整しながら伝えることができる。

また、このようにして生活保護が開始になったことにより、過去に生活保護受給歴がある者の当時のケース記録などから、矯正施設や保護観察所が把握していない生活歴が判明する例もある。この生活歴から、年金受給の可能性が明らかになった者もいる。

さらに、現在、多くの福祉事務所では生活保護

受給者が増加しており、生活保護ソーシャルワーカーの事務量は増大している。特に、入院患者や施設入所者に関しては、年1回程度の実態調査時の面接<sup>7)</sup>に終わっている例が多く、退院・退所後の地域生活へ向けての支援が十分に行われているとは言いがたい。このような状況の中、地域生活定着支援センターのソーシャルワーカーが、ひきつづき特別調整対象としてかわりを持つことは、自立生活へ向けてより重層的な支援が可能となる。

(3) フォローアップ業務におけるソーシャルワークの視点

地域生活定着支援センターは、保護観察所からの依頼により、出所を間近に控えた受刑者の福祉サービス等の調整をするのみならず、実際に出所した後の病院や施設入所のその後の生活支援も行っている。特に、出所後、療養を必要として入院治療中の者に関しては、本事業の目的とする地域生活には至っておらず、医療ソーシャルワーカーや生活保護ソーシャルワーカー等と協働して、本人の意思を確認しながら病気回復後の住居又は施設生活へ向けての支援が必要とされている。

矯正施設入所中の面接においては、出所後の生活が具体的にイメージされず、帰住先に関しても「どこでもいい」、「ホームレスに戻ってもいい」等の発言もある。しかし、実際に出所し、病院や施設での生活が始まると、表情や態度が変わってくる場合や、それまで、見えなかった本人の持っている能力が新たに発見されるなどの変化がうかがわれる場合もある。入院、入所者に関しても、そのような、本人の変化を適切に察知し、できることを最大限生かしていくというストレンクス視点に立った支援が必要となってくる。さらに、そのような支援を積み重ねることによって、本人をエンパワメントしていくことも重要な役割といえる。



## 5. おわりに

昨夏の社会福祉実習巡回で、ある福祉事務所を訪れた。実習巡回では、実習学生及び実習指導者との面談を行うとともに、実習プログラムにより実習内容の確認を行う。この実習プログラムの関係機関訪問のひとつに刑務所訪問が組み込まれていた。今回の社会福祉実習では、全体の8割に当たる86名の学生がおよそ60か所の福祉事務所で実習を行ったが、実習プログラムに刑務所訪問が組み込んであったのはこの福祉事務所のみであった。実習指導者の説明では、管内に刑務所があることもあり、以前から関係機関としての連携をとっていたところ、刑務所内に社会福祉士が配置されたことにより、管内に帰住先を希望する出所者への支援を行ううえで、より連携を密にしているとのことであった。実際に出所後の生活基盤を築くために生活保護を受給し、就労指導により自立した例もあるとのことであった。この福祉事務所の管内にも平成22年度に地域生活定着支援センターが設置された。今後は、要支援高齢者や障害者に関しては特別調整対象として、福祉事務所と刑務所の連携に、この地域生活定着支援センターが加わることにより、これまで以上に刑務所出所者への支援が促進されることであろう。

また、平成22年3月、東京において、日本社会福祉士会主催で開催された「要支援刑余者への支援とソーシャルワーク」研修会のシンポジウムでは、地域生活定着支援センターと刑務所内に配置された社会福祉士との協働実践について紹介があった。刑務所出所者の多くが安定した生活基盤を持たないことを考えれば、先述したように、この協働体制に加え、県内の福祉事務所の連携・協働がさらに充実した刑務所出所者への支援につながると考える。

刑務所出所者への支援に関しては、刑務所・保護観察所と更生保護施設、福祉事務所等関係機関の密接な連携なくして成り立たない。犯罪白書でみたように、高齢犯罪者が増加傾向にあること、再犯を重ねるにしがたって改善更生の困難さが増大することを鑑みると、とりわけ、出所後の生活

支援を必要とする高齢者、障害者に対し、関係機関それぞれの機能が十分発揮されるよう関係調整を行う地域生活定着支援センターの役割は大きいといえる。現在、未設置の都道府県にも、できる限り早い時期に、この地域生活定着支援センターが設置され、全国に支援のネットワークが構築されることが望まれる。

## 注)

- 1) わが国の一般刑法犯認知件数は、平成14年に約285万件と戦後最多となり、犯罪情勢の悪化が深刻な社会問題となったことから、平成15年12月、犯罪対策閣僚会議は、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、国民と政府が一体となって治安の回復に取り組んだ結果、5年後の平成20年には、一般刑法犯認知件数は約182万件まで減少している。
- 2) 適当な引受人がなく、かつ、民間の更生保護施設では受け入れが困難な仮釈放者及び少年院仮退院者等の改善更生と自立を促進するため、保護観察所に附設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、その再犯を防止することを目的とする施設である。また、この「自立更生促進センター」設置を含めた自立更生支援センター構想には、保護観察所に附設され、保護観察官が生活をともにして、農業について学びながら自立を目指すきめ細かい指導助言をする就業センターがあり、沼田町は少年院を仮退院するなどして保護観察を受けている少年を対象に、茨城は将来農業に就く意欲がある仮釈放者や満期釈放者等を対象に運用されている。
- 3) 北海道2か所、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の37道府県の38か所である。
- 4) 高齢犯罪者の実態を知るために、東京地方検

察庁（本庁のみ）及び東京区検察庁に、平成19年1月1日から同年12月31日までに受理された受理時65歳以上の者で、第一審において有罪の判決又は略式命令がなされ、資料の収集が可能であった368人を対象に実施された。なお高齢者と比較対象を行うために、窃盗については、東京地方検察庁（本庁のみ）及び東京区検察庁に、平成19年1月1日から同年12月31日までに受理された受理時65歳未満の者で、第一審において有罪の判決又は略式命令がなされ、資料の収集が可能であった100人を宣告日の新しい者から順に選定し実施している。

- 5) 生活保護の実施形態としては、福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者を保護する場合の「居住地保護」と居住地がないか、または明らかでない要保護者で、福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものを保護する「現在地保護」がある（生活保護法第19条）。
- 6) 生活保護申請に関して、「住居がないことを理由に申請できない」という誤った解釈がなされ、路上生活者の申請を受理しなかった自治体職員が路上生活者の支援団体であるNPO法人事務所に当事者を置き去りにする事件などが発生していたが、2008年末から2009年はじめにかけて厚生労働省前の日比谷公園に開設された年越し派遣村の入所者からの生活保護申請に対して迅速な保護開始決定がなされたことにより自治体の対応も改善されている。
- 7) 生活保護受給者の状況確認のための訪問調査は、入院入所者については、少なくとも1年に1回以上訪問して病状等を確認することとされているが、現実には最低限の1回訪問のみとなっているのがほとんどである。

## 参考文献

- 浦光博2010『「孤立」を生み出すメカニズム～社会と心がつくり出す孤立～』月間福祉7月号  
2010.7.1全国社会福祉協議会
- 太田達也2008『高齢者犯罪の実態と対策—処遇と予防の観点から』ジュリスト (No.1359)

- 2008.7.1有斐閣
- 加登田恵子編2010『社会福祉の扉を開く』ふくろう出版
- 厚生省社会・援護局保護課2010『生活保護手帳（2010年度版）』中央法規出版
- 厚生省社会・援護局保護課2010『生活保護手帳別冊問答集2010』中央法規出版
- 斎藤充功2010『ルポ出所者の現実』平凡社
- 鈴木亨2009『高齢者犯罪の現状と対策の在り方』法律のひろば2009.1ぎょうせい
- 法務省法務総合研究所編2007『犯罪白書（平成19年版）—再犯者の実体と対策—』時事通信社
- 法務省法務総合研究所編2008『犯罪白書（平成20年版）—高齢犯罪者の実体と処遇—』時事通信社
- 法務省法務総合研究所編2009『犯罪白書（平成21年版）—再犯防止施策の充実—』時事通信社

## The Practice of Social Work to Prevent Elderly Persons Requiring Assistance from Re-offending : From the Approaches of the Yamaguchi Prefecture Regional Lifestyle Support Centers :

Mitsunori UCHIDA

After the number of known criminal offences in Japan reached a post-war record in 2002, despite the improvement from a steady brake on the increasing trend of crime due to the efforts put forward in restoring social order, trends among the elderly and repeat offenders within the current Japanese crime situation present a crucial challenge in achieving a true restoration of the social order.

The Ministry of Justice and the Ministry of Health, Labour and Welfare presented a pattern that in the past, a number of people who needed welfare support had not been in receipt regardless of the difficulties that old-age and physical disabilities presented to leading an independent life. In response, from 2009 the ministries launched regional lifestyle support projects to assist persons in need of welfare support in order to coordinate their smooth rehabilitation into society. 38 regional lifestyle support centres had been established by December 1<sup>st</sup> 2010 to manage this project, and in the Yamaguchi prefecture, this responsibility was entrusted by the Yamaguchi Prefecture Social Welfare Council.

The Yamaguchi prefecture provided an explanation of this project to the prefectural welfare office and sought an understanding so as to facilitate a smooth cooperation with the regional lifestyle support centre. As a result, a collaborative framework on welfare benefit applications and social welfare facilities is currently being forged between the welfare office and the regional lifestyle support centre.

Also, while one of Yamaguchi Prefecture's unique approaches has been the establishment of the Welfare Services Coordination & Planning Committee, this is not obligatory to the project, but is very effective for drawing up plans to support those requiring welfare services that are eligible for special adjustment. Also, in addition to forging a collaborative framework with the welfare office, it will without a doubt provide a reference for project management within other prefectures.

The data from the white paper on crime (2007-2009 Edition) shows the increasing trend in the number of elderly offenders as well as the increasing difficulties involved with the improvement and rehabilitation that accompanies the re-offending. This indicates that the role of regional lifestyle support centres is large in coordinating relationships so that every related institution can sufficiently fulfil its function towards elderly and disabled persons who require lifestyle assistance after their release.

Key Words            prevention of re-offending, special adjustment,  
                                 the Welfare Services Coordination & Planning Committee

